

報告(4)

不登校児童生徒への支援等について

**学校安全・安心推進課
義務教育課**

このことについて、別添のとおり、各市町村教育委員会学校教育担当課長宛てに依頼する予定であることを報告する。

(案)

教安 号
教義 号

令和3年(2021年)12月

各市町村教育委員会学校教育担当課長様

熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課長
熊本県教育庁市町村教育局義務教育課長

不登校児童生徒への支援等について（依頼）

先日、文部科学省の「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表されました。本県国公私立小中学校における不登校児童生徒数は、小学校889人（前年度比+118人）、中学校2,107人（前年度比+194人）であり、過去最多の状況となっています。

県教育委員会では、不登校対策重点取組事項を定め、「愛の1・2・3運動+1」など不登校の未然防止、初期対応及び自立支援の取組推進をお願いしているところですが、不登校児童生徒が増加傾向にあることや、欠席が長期化していることは憂慮すべき状況と捉えております。そこで、不登校児童生徒の社会的自立を目指し、下記の事項について貴管下の小中学校及び義務教育学校に対しての御指導をお願いします。

記

1 専門家と連携した支援について

不登校支援の各段階において専門家と連携して支援に当たること。

また、学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関係機関職員等と十分な連携を図り、不登校児童生徒や保護者に対して専門的、組織的に対応すること。

さらに、専門家による直接的な個別のカウンセリング等が難しい場合においては、ケース会議や不登校対策委員会において専門家の意見を取り入れて対策の検討を行うこと。

2 学校以外の教育の場の活用について

学校で学ぶことが困難な不登校児童生徒に対しては、学校に登校することのみを目標とすることなく、学校以外の教育の場である教育支援センターやフリースクール等の民間施設で学んだり、ICTを活用して学んだりすることができるよう支援すること。

3 就学すべき学校の指定の変更や区域外就学について

いじめ等を起因とする不登校児童生徒については、保護者の申立てにより、市町村教育委員会が相当と認めるときは、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学が可能であることから、保護者の申立てが学校に対してあった場合には、関係教育委員会と対応について検討を行うこと。

【問合せ先】

○不登校児童生徒への支援について
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課
担当：神野・千原

TEL：096-333-2720（ダイヤルイン）

○就学について

熊本県教育庁市町村教育局義務教育課

担当：山本

TEL：096-333-2688（ダイヤルイン）

令和3年度 不登校対策重点取組事項（小・中学校）

専門家と連携するなど児童生徒一人一人の状況に応じた対応で、不登校の早期支援の充実を図り、状況改善に努める。

未然防止

- 魅力ある学校づくりの推進
 - ・「子どもの居場所づくり推進テーブル」の実践
 - ・分かる授業の実践
- 「SOSの出し方にに関する教育」等の実施
 - ・SC等の心理の専門家との連携

初期対応

- 「愛の1・2・3運動+1」の実施
 - ・欠席日数10日に達する前のSC・SSW等
 - ・専門家との連携の徹底
- 不登校対策委員会等の実施
 - ・欠席日数10日に達する前の開催
 - ・短時間でも機会を捉えて開催し、支援方法等の検討
 - ・「不登校支援シート」等を活用した情報共有

自立支援

- 小・中・義務教育学校・高等学校の引継ぎ
- 教育支援センターや民間施設との連携
- ICTを活用した学習支援
- 「不登校児童生徒の保護者の会」の開催

1 不登校の現状と取組の結果(本県国公私立小中学校)

	H29	H30	R1
不登校児童生徒数	1,942人	2,328人	2,684人
うち欠席90日以上の児童生徒	993人 (51.1%)	1,228人 (52.7%)	1,298人 (48.4%)

* 本県小・中・義務教育学校における不登校児童生徒数は、平成25年度から増加が続いている。

* また、不登校児童生徒のうち、欠席日数が90日以上の児童生徒の割合も50%前後で推移しており、欠席が長期化する傾向にある。

* 不登校対策は未然防止・初期対応が重要であり、早期の連携が重要である。

* 校内の不登校対策委員会は、出席可能な職員で機会を捉えて開催するなど工夫し、該当者個々への対応を振り返りながら支援に当たること。

2 不登校児童生徒に対する専門家の活用率

定例報告から(公立小中学校)

	H29	H30	R1
不登校児童生徒への専門家の活用率(年平均)	92.6%	92.0%	90.3%
不登校児童生徒数に占める割合	78.9%	78.5%	78.6%

* スクールカウンセラー(以下SC)やスクールソーシャルワーカー(以下SSW)等の専門家からの支援を受けることができない不登校児童生徒がいる。

ここでいう専門家とは……

・県任用のSC・SSW、学校支援アドバイザー
・市町村任用のSC・SSW、心の教育相談員等
・教育支援センターの指導員
・教育委員会及び教育センター等の関係職員
・児童相談所、市町村福祉局職員
・保健所・精神保健福祉センター職員
・精神科等の医師
・民間団体、民間施設指導員等

3 不登校児童生徒の平日の主な生活場所

	家庭	学校	中学校	合計
不登校児童生徒数	120人	442人	562人	
不登校児童生徒数に占める割合	78.9%	78.5%	78.6%	
教育支援センター	4人	31人	35人	
民間施設等	4人	6人	10人	
不登校児童生徒数に占める割合	2.6%	5.5%	4.9%	

* 平日、家庭で過ごす不登校児童生徒の割合が多い。
* 児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性が伸ばせるよう、ICTを活用した学習支援、様々な関係機関の活用等、社会的自立への支援を行うこと。